

# ストップ・リニア！訴訟 ニュース

第4号 2016年12月15日発行

発行 リニア新幹線沿線住民ネットワーク

## 第二回口頭弁論・原告の栗原さん意見陳述

12月9日(金)14:30より第二回口頭弁論があり、原告の栗原晟さんが意見陳述をした。リニア車両基地の予定である相模原市緑区鳥屋地区(神奈川県宮ヶ瀬湖の北に位置する)に、先祖が江戸時代から山林を所有されておられる栗原さんは、真摯で朴訥な人柄そのままやや小声ながらも陳述の最後を田中正造の有名なことばで締めくくられた。



(記者会見の場での栗原晟さん)

### ＝ 陳述内容(抄) ＝

私が、この地域に車両基地が建設予定であることを最初に知ったのは、2013年9月の「鳥屋に車両基地」と題する記事でした。記事を読んだ当初はどんなものができるのか全く見当がつかず、まさかこんなに大きなものができるとは思いませんでした。同じく9月にJR東海は環境影響評価準備書を公開していました。

準備書に記載されていた地図はたんに四角い点線で該当地域を囲んだだけのものであり、どの地番の地が工事の対象になるのか、車両基地の操業によってどの程度近隣の住環境に影響が生じるのか正確には分かりませんでした。ただ、リニアの必要性については疑問を感じましたし、工事量車両がピーク時には1日1000台以上も走行することが分かりました。残土処理

捨て場を作るためにこのような場所に車両基地を作っているのではないかと考え、こんなものために町の人間が土地を奪われ、退去させられるのは堪らないと思うようになりました。

2014年1月には県の公聴会に出席して、土砂捨て場のために町の人間が土地を奪われるのはおかしいこと、鳥屋は歩道未整備の箇所も多く、安全上も大問題であること、騒音・振動・排気ガスなどのために住環境が破壊されることなどについて、意見を述べました。その後2014年4月に発表された環境影響評価書を読んで、私の考えは確信に変わりました。準備書に対する各地域からの意見を読んで、リニアがペイするとは到底思えないし、地方の経済力が一部の大都市に吸い上げられて疲弊するだけだと思いました。このようなもののためになぜ鳥屋が犠牲にならなければならないのかという思いを強くしました。

2014年11月に地域への説明会がようやく始まりました。その後2015年の2月になってようやく住民に公開されました。何より、いずれの説明も基地建設が前提で、建設自体の是非を地域住民と議論する機会ではありませんでした。2014年の10月には既に工事実施計画の認可処分が行われています。処分前は情報を極力伏せておいて、処分後に説明会を開催するやり方はフェアではないと思いました。

2014年10月には鳥屋地域振興協議会から工事が引き起こす環境悪化についてJR東海、県、市に対して要望書を提出していたのですが、これに対する回答もありませんでした。



立ち退きを求められている谷戸地域の方が困っているとの話も聞きました。自分は当事者ではないので関係ないという人もいます。しかし、それでは同じ町の人間が困っているのに関係ないと言っているのに等しいでしょう。私はたまたま準備書を読んでこれはおかしいと思ってしまった。知ってしまった以上は無関心であることは許されないと考えました。

最後に、足尾鉍毒事件の田中正造の言葉を引用します。「真の文明は山を荒らさず、川を荒らさず、村を破らず、人を殺さざるべし。」リニアの是非を問うこの裁判を通じて、私達の文明が真の文明と言い得るのかが問われていると考えます。

### 和泉弁護士による意見陳述(準備書面1)

和泉弁護士は、パワーポイントを使って相模原市鳥谷地区の歴史や地形などを多くの写真を用いて、車両基地建設によって生じる生活環境悪化、健康被害、環境破壊、環境影響評価の不十分さ、情報公開の不徹底さなどを視覚的にわかりやすく説明しました。車両基地の図面も示し、集落が2分されて共同体が崩壊する危険性を実感できる陳述でした。

以下に「準備書面1」(抄)を紹介します。



(報告集会で説明する和泉弁護士)

鳥屋集落は、県道64号、513号とそれに沿って流れる串川沿いに立ち並ぶ民家を中心として形成される、谷合の集落です。集落の歴史は古く、300年以上の歴史を誇る獅子舞は県指定無形民俗文化財に指定されています。また、地区内全体に新緑・紅葉の景観が美しく、宮ヶ瀬湖にかけての紅葉は観光案内などでも紹介されています。自然環境に恵まれており、都会からぜんそく治療するために移住した方もいますし、現在も井戸水を生活に利用している方も多くいます。

まず、車両基地がもたらす住環境等の変化について

述べます。車両基地の規模は、長さ2キロメートル、最大幅350メートル、面積50ヘクタール、標高310メートルとされています。

その巨大さをご理解頂けると思います。加えて、上記建造物が集落の住宅の頭上に建設されることにも注目すべきです。集落のほとんどの建造物よりも高い位置に、車両基地は建設されます。谷を埋め山に生えている樹木を伐採し、コンクリートで覆われた平地を作り出すことにより集落の気候は大きく変化します。車両基地の放射熱により夏は暑くなり、風を遮る樹木がなくなることで丹沢おろしがまともに吹き込むこととなり、冬は寒くなります。

次に、残土その他建築資材の搬送によって生じる被害について述べます。

神奈川県でリニアトンネル工事によって発生する残土(1140万 $m^3$ )の約30パーセント(360万 $m^3$ )は鳥屋車両基地で処理されます。工事用車両の運行台数は、2年目から5年目まで1万1000台から2000台です。運行台数のピークである4年目についてみると、1時間あたり約69台(内ダンプ50台)の工事車両が通行することとなります。さらに同一の車両で同一の経路を往復する場合には、交通量は倍になる(1時間あたり約138台(内ダンプ100台))ことも考えられます。工事用ダンプは総重量20トン、全長7.7メートルにも及びます。ダンプを含めた工事用車両は谷合の集落の中央に位置する県道を走行する予定であり、県道沿いの住宅は騒音・振動・排気ガス・粉塵等による深刻な被害を受けることとなります。

さらに、谷戸地区(45世帯)は車両基地によって地域が分断されます。長年居住してきた住宅のみならず畑や墓も失うこととなります。車両基地予定地内に自宅を有する者と予定地外に自宅を有する者が存在するため、地区の一部の者のみが立ち退くとすると地域コミュニティ自体が崩壊することとなり、原告ら地域住民の受ける被害は極めて深刻なものであることは明らかです。(以下略)

### 訴訟進行についての意見陳述(横山弁護士)

#### 1 原告適格関係について

総原告目録関係では、現在、原告適格関係について整理中ですが、異議申立未実施の関係では、1名を除いて確認が取れており、こちらの手元に「異議申立書の写し」のあるその1名について被告に調査

を依頼しているところです。

委任状と異議申立書の対比で、住所変更や名前の誤記等のある原告の関係では、住民票取り寄せなどにより確認を進めておりますが、未だ若干名確認が取れておらず、次回期日までには整理できるものと考えています。

原告A目録関係では、土地の登記簿などの資料で整理できるものは整理が進んでいますが、立木トラストの関係では、土地と施設の位置関係などが現状でも正確か疑問があり、土地上の立木の位置関係などで被害の発生が確認できるかなど、被告・参加人側の認可した内容が必ずしも確定できていない点で、現時点において判明している資料でとりあえずまとめることとなる予定です。

原告B目録関係では、工事における発生土処理場所が未だ明確でなく、これが明らかにならないと運搬ルートなども明らかにならないので、被告・参加人がこれについて早急に明らかにすることを求める次第です。とりあえず、現状判明しているルート等と原告の居住地の関係は図示できるように整理していますが、長期間の工事での発生土運搬の騒音・振動・交通被害については、今後早急に被告・参加人に明らかにしていただきたいと思っております。これができた際に、改めて原告B目録は整理すべきかと考えています。

## 2 今後の期日について

本訴訟の争点の一つである、環境影響評価問題ですが、それ自体の杜撰さ・いい加減さに加え、手続きのいい加減さについても明らかにしてゆきますが、全長が品川・名古屋間で286kmにも及び、通常のやり方では訴訟に長期を要することになり、参加人が工事を強行することで、被害がさらに明確になる一方、建設が既成事実化されることとなります。このような事態を避けるためにも、角地における被害が明確な地域について、個別に取り上げて主張・立証を行ってゆく必要があると思っております。そのため、本日も、相模原の車両基地建設での被害が明らかなる点を主張し、意見陳述させていただきました。

次回以降の期日においても、本件被害の概要をご理解いただくべく、山梨県の実験線で既に生じている被害、静岡の大井川に対するトンネル工事の影響、長野県大鹿村で生じている工事用道路や発生土処分にかかわる住民との合意形成問題、岐阜のウラン鉱床の地域の工事の関係での放射性物質含有の発

生土問題など、随時取り上げてゆく予定です。その際には原告・弁護団共に意見を陳述してゆきたいと思っております。

## 3 証拠について

今後、大量の証拠が提出されることとなることに鑑み、証拠番号を証明事項ごとに付し、事務処理の簡易化と整理の容易化に努めたいと考えており、次回には整理した号証の付仕方について、ご提案しご了解を得たいと思っております。

## 4 期日について

2017年4月までの期日が指定されていますが、その後についても2か月に1度程度の期日指定をお願いしたいと思います。主張整理がある程度進んだ段階で、専門家による立証についての立証計画をお出しする予定です。

## 裁判所前での抗議集会に150名参加

開廷に先立ち、13時15分より40分ほど裁判所前にて、傍聴するために各地から駆けつけた150名ほどの人たち（遠くは大阪からも）によってリニア建設に対する抗議集会がもたれました。



川村原告団長の挨拶にはじまり、関島弁護団長、和泉弁護士、JR東海労組委員長、自然保護団体である熊森協会や日本科学者会議など支援団体の参加者からアピールがあり、陳述する栗原さんもマイクを握って決意を述べられました。



(関島弁護団長と天野事務局長)

100枚弱の傍聴券配布は、前回同様14時からコンピュータ抽選によって行われ、25脚用意された原告席に座る弁護士や原告代表も含めて110名ほどの参加者が傍聴できました。関島、高木、和泉弁護士ほかの弁護士も一枚でも多く傍聴券を確保すべく、抽選のために一緒に並んでくれたことは感謝です。

## 衆議院議員会館での報告集会に120名参加 —リニアの問題点を広く国会や地域に広げよう—

口頭弁論は約30分で終了し、記者会見に臨む川村、関島、高木、横山、和泉、栗原、天野さんらを除き、傍聴者のほとんどが報告集会にも参加しました。

受付で「意見陳述資料（国側からの準備書面含む）」（200円）が頒布されて、読むことができました。

傍聴できずに議員会館で待っていた50名ほどに裁判所から移動した者たちも加わって、15:30ころから橋本事務局次長の進行により事前集会を開始することになり、記者会見参加者が到着するまでに、小笠原弁護士による解説や各地からのアピール等の発言がありました。



（報告集会で説明する横山弁護士）

16:00から報告集会が開会され、川村原告団長、関島弁護士ほかの方々から、第二回口頭弁論の様子や陳述内容の概略などについて説明がありました。

また、集会に参加した本村伸子、清水忠史、畑野君枝の各衆議院議員、山添拓参議院議員（いずれも日本共産党）は、連帯のアピールや挨拶をしました。他に3名の議員秘書の方も参加していました。

最後に、天野原告団事務局長が10月～11月に行われた衆参両院のJR東海への3兆円の財政投融資を可能にする法律案の審議について報告し、これまでにない時間を使ってリニアの是非を問う審議が

行われたが、さらにリニアの問題点への理解を深めるために地元出身の国会議員に対し要請行動を行うよう提起して終了しました。

## 被告「準備書面(1)」の形式的な反論

被告である国（国土交通大臣）からも、12月9日付で準備書面（1）が提出され、『訴状』の文言の細かな誤りを“重箱の隅をつつく”ように訂正しているほか、「認可処分が運送の安全性を欠き、鉄道事業法5条1項各号の基準を満たさない」との原告主張に真っ向から反論しており、「全幹法は鉄道事業法を敷衍したものであり、全幹法による事業認可で良い」と主張しています。

裁判長は、「原告側は全幹法、鉄道事業法についてリニアが適法でないと主張している。被告側は全幹法による認可であり適法であるとしているが、鉄道事業法にある安全性などについて、原告側の主張に答える考えはないのか」と国側に質しました。

これに対し国側は、次回口頭弁論（来年2月24日）前に答弁書を提出する意向を示しました。

ただし、肝腎の環境影響評価各項目に関する原告の主張に関しては一切触れていないことは、国の主眼が法律の形式的適否のみであって、中身（重大な環境破壊）をネグレクトする可能性もあることを十分警戒する必要があります（今後の「準備書面」で反論するように原告側からもプッシュしなければなりません）。

次回第3回弁論は2月24日（金）14:30～  
13:15から裁判所前にて集会，14:00抽選

この日の弁論で、裁判長から6月23日（金）に第5回の期日が提案され、決まりました。

今後の裁判スケジュールは、以下のとおりです。

第3回 2月24日（金）14:30～

第4回 4月28日（金）14:30～

第5回 6月23日（金）14:30～

（いずれも東京地裁103号法廷）

ストップ・リニア！訴訟のホームページを開  
設！訴訟日程・報告、JR東海の動き、沿線  
の最新情報を紹介。

<http://linearstop.wix.com/mysite>